

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 戸 市 役 編集兼印神 戸 市 長 刷発行人 発行日毎 週 火 曜 日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	1
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局中部建設事務所	3
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	6
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道見津が丘27 号線)	建設局道路管理課	8
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(県営土地改良事 業淡河地区萩原北工区)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の廃止(県営土地改良事業淡河地区萩原 北工区の従前路線)	建設局道路管理課	12
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道萩原下道線)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道潤和上脇線)	建設局道路管理課	14
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 蓮池妙法寺 線)	建設局道路管理課	15
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 有野町合併 第321号線ほか)	建設局道路管理課	16
告示	道路法による道路の区域変更(国道428号)	建設局道路管理課	17
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 尻池南1号 線)	建設局道路管理課	18
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 須磨里166 号線)	建設局道路管理課	19
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(西垂水224号線)	建設局道路管理課	20
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(多聞台2号線)	建設局道路管理課	21
告示	道路法による道路の区域決定・供用開始(多聞台64号線ほか)	建設局道路管理課	22
告示	有料公園施設における使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	23
告示	神戸総合運動公園サブ球場における使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	24
告示	苔谷公園における有料公園施設使用料徴収業務の委託	建設局公園部管理課	25
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体の指定 (特定非営利活動法人 兵庫さい帯血バンク)	行財政局税務部市民税 企画課	26

種類	件名	所管部署	ページ
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の 名称、電子計算機に記録する公印の名称等の件	行財政局総務課	27
告示	神戸市公印規則により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法の件(平成21年9月告示第311号)の一部改正	行財政局総務課	33
告示	港湾幹線道路使用料の徴収収納事務の委託	港湾局神戸港管理事務 所	34
告示	指定納付受託者の指定	港湾局神戸港管理事務 所	35
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	37
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	38
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の休止	福祉局くらし支援課	39
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	40
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	41
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	42
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(印路自 治会ほか)	地域協働局地域活性課	43
告示	神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務の委託	教育委員会事務局学校 支援部学校環境整備課	45
公告	建築基準法による建築協定の認可及びその縦覧(鳴子1丁 目16番地区建築協定)	建築住宅局建築指導部 建築安全課	46
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に 係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	47
公告	三宮バスターミナル特定運営事業等選定における客観的評価の結果の公表	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮 再整備課	48
公告	三宮バスターミナル特定運営事業等募集要項の公表	都市局都心再整備本部 都心再整備部都心三宮 再整備課	49
交通局	神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	50

神戸市告示第46号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和 58 年 4 月条例第 3 号)第 11 条第 2 項(同条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)第 23 条の 2 項及び 3 項の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 西部保管所·西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 須磨保管所·名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

(ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。)

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住 所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示し なければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

	1	Т			
自転車等の保 管及び返還の 場所	自転車等が置かれ、又は放置 されていた場所	撤去及び保管し7 車等の台数	た自転	撤去及び保管し た年月日	問い合わせ先
長田区西代通	高速長田駅周辺自転車等	自転車	7台	令和6年3月5日	神戸市須磨区
1丁目1番 西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	0台		妙法寺字ヌメ リ石1番地の
		自転車	5台		1
	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車	1台		建設局西部建 設事務所
長田区御屋敷	新長田駅周辺自転車等	自転車	26台	令和6年3月6日	電話742-2468
通2丁目6番 西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
		自転車	19台		
	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車	0台		
須磨区西落合	名谷・妙法寺駅周辺自転車等	自転車	2台	令和6年3月7日	
6丁目1番 名谷保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	E D / 海底区燃力 E 地	自転車	5台		
	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車	0台		
長田区西代通	板宿駅周辺自転車等	自転車	10台	令和6年3月12日	
1丁目1番 西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
I TOPK II // I	E II . 海底区类由 E III 北栗	自転車	0台		
	長田・須磨区管内長期放置	原動機付自転車	0台		
長田区御屋敷	鷹取駅(南・北)周辺自転車等	自転車	5台	令和6年3月13日	
通2丁目6番 西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	1台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車	9台		
		原動機付自転車	0台		
長田区西代通 1丁目1番	板宿·西代駅周辺自転車等	自転車	3台	令和6年3月21日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車	5台		
	大山 次届四日门大河灰區	原動機付自転車	0台		
長田区西代通 1丁目1番	高速長田駅周辺自転車等	自転車	10台	令和6年3月26日	
西代保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	1台		
	 長田・須磨区管内長期放置	自転車	9台		
		原動機付自転車	0台		
長田区御屋敷 通2丁目6番	新長田駅周辺自転車等	自転車	22台	令和6年3月27日	
西部保管所	放置禁止区域	原動機付自転車	0台		
	長田・須磨区管内長期放置	自転車	36台		
		原動機付自転車	0台		

神戸市告示第47号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号) 第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)及び第23条の2の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。 令和6年4月23日

神戸市長 久元喜造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び 保管した自転車等の台数、撤去し、及び保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

- 3 返還事務を行う時間
 - 三宮保管所及び湊町保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで (日曜日、祝日及び12月28日から1月4日を除く)
- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及 び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければ ならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管し の台数	ノに目転車等	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
中央区小野浜町3番地先	中央区長期放置	自転車	3 台	令和6年3月1日	兵庫区湊川町2丁目1番12号
三宮保管所	中大匹氏州瓜但	原動機付自転車	1 台	中和0十3万1日	建設局中部建設事務所
	三宮駅周辺	自転車	23 台		電話 511-0515
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	△和○左○日○日	
	元町駅周辺	自転車	3 台	令和6年3月2日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台		
	三宮駅周辺	自転車	36 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	A 100 to 0 1 4 1	
	元町駅周辺	自転車	5 台	令和6年3月4日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺	自転車	38 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	———————————————— 元町駅周辺	自転車	5 台	令和6年3月7日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
		自転車	13 台		
	中央区長期放置		0台	令和6年3月8日	
		原動機付自転車			
	中央区長期放置	自転車	5 台	令和6年3月13日	
		原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺	自転車	46 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	5 台	令和6年3月15日	
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	1.18.1.27.1.21	
	春日野道駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	1 台		
		原動機付自転車	0 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域 中央区長期放置	自転車	24 台	令和6年3月18日	_
		原動機付自転車	0 台		
		自転車	5 台		
		原動機付自転車	1 台		
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域 元町駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	25 台		
		原動機付自転車	0 台	令和6年3月19日	
		自転車	6 台		
		原動機付自転車	0 台		
		自転車	5 台		
	中央区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年3月22日	
					-
	三宮駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	17 台		
		原動機付自転車	0 台		
	元町駅周辺	自転車	1 台		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	令和6年3月25日	
	春日野道駅周辺	自転車	6 台		
	自転車等放置禁止区域 ————————————————————————————————————	原動機付自転車	0 台		
	駐輪場内	自転車	2 台		
	"31 THII - 50 F 3	原動機付自転車	0 台		
	中央区長期放置	自転車	5 台	△和6年2月27 日	
	中ズ 区 技 枡	原動機付自転車	0 台	令和6年3月27日 	
	三宮駅周辺	自転車	37 台		1
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台		
	————————————————————— 元町駅周辺	自転車	9 台	1	
	ウむまなサ累林よりは	原動機付自転車	0 台	令和6年3月28日	
		自転車	1 台	†	
	駐輪場内				
		原動機付自転車	0 台		J

c c c t m		÷+-+				
毛庫区湊町1丁目35	兵庫区長期放置	自転車	2 台	令和6年3月1日		
奏町保管所		原動機付自転車	0 台			
	神戸駅周辺	自転車	17 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	兵庫駅周辺	自転車	2 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	新開地駅周辺	自転車	7 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	1 台	令和6年3月6日		
	湊川駅周辺	自転車	14 台	11410年3万0日		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	和田岬駅周辺	自転車	1 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	E2+A1B -L	自転車	3 台			
	駐輪場内	原動機付自転車	0 台			
		自転車	11 台	A 2		
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年3月8日		
	神戸駅周辺	自転車	23 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	5度即用河	自転車	1 台			
	兵庫駅周辺 自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
		自転車	8 台	令和6年3月11日		
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
		自転車	6 台			
	湊川駅周辺 自転車等放置禁止区域		0 台			
		原動機付自転車				
	兵庫区長期放置	自転車	9 台	令和6年3月13日		
		原動機付自転車	1 台			
	神戸駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	15 台			
	日和平分队但示正区域	原動機付自転車	0 台			
	新開地駅周辺 自転車等放置禁止区域	自転車	7 台	令和6年3月14日		
	日松半寺灰直宗正区域	原動機付自転車	0 台			
	湊川駅周辺	自転車	1 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	兵庫区長期放置	自転車	16 台	令和6年3月18日		
		原動機付自転車	0 台	1-12-1-071-04		
	神戸駅周辺	自転車	16 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	兵庫駅周辺	自転車	2 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	新開地駅周辺	自転車	3 台	令和6年3月21日		
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台	71410437214		
	湊川駅周辺	自転車	11 台			
	自転車等放置禁止区域	原動機付自転車	0 台			
	E 社会 + 目、 内	自転車	7 台			
	駐輪場内	原動機付自転車	1 台			
	C C C E ## # 99	自転車	7 台	A 100 F 0 F 00 F		
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年3月22日		
		自転車	4 台	A # E : -		
	兵庫区長期放置	原動機付自転車	0 台	令和6年3月27日		
	1		Ι			

神戸市告示第48号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例(昭和58年4月条例第3号)第11条第2項(同条例第12条第2項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去 し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先 別表のとおり
- 2 保管期間

この告示の日から1月間(その保管に不相当な費用を要するときに限る。)

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等(この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。)を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

別衣			1	1
自転車等の保管及び	自転車が置かれ、又は	撤去し、及び保管した	撤去し、及び	問い合わせ先
返還の場所	放置されていた場所	自転車等の台数	保管した年月日	INTA PLAN GOLD
垂水区西舞子8丁目20番19号	垂水駅周辺自転車等	自転車 2 台	令和6年3月1日	垂水区福田5丁目6番20号
垂水保管所	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		建設局垂水建設事務所
	舞子駅周辺自転車等	自転車 1 台		電話707-0234
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年3月6日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 2 台	令和6年3月11日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年3月15日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 2 台		
	塩屋駅周辺自転車等	自転車 2 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年3月21日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 1 台		
	西舞子駅周辺自転車等	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水駅周辺自転車等	自転車 1 台	令和6年3月27日	
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 1 台		
	放置禁止区域	原動機付自転車 0 台		
	垂水区管内長期放置	自転車 0 台		
		原動機付自転車 1 台		

神戸市告示第49号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

		·			
道路の	路線名	区間	新旧	延 長	幅 員
種類			別	(メートル)	(メートル)
市道	見津が丘27	神戸市西区見津が丘7丁目	新	221.50	最大 23.00
	号線	1番3地先から			最小 13.20
		神戸市西区見津が丘7丁目	旧	221.50	最大 23.00
		6番5地先まで			最小 13.20

神戸市告示第50号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦 覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

				T	1\1		<u> </u>	音 但
道路の	路	線	名	区	間	延 長	幅	員
種類						(メートル)	(> -	トル)
市道	萩原28-	号線		神戸市北区淡河町木津字雪	室ノ下24	114.50	最大	10.60
				番2地先から			最小	4.80
				神戸市北区淡河町木津学	空室ノ下			
				804番地先まで				
	萩原29-	号線		神戸市北区淡河町木津字	空室ノ下	82.60	最大	11.80
				817番地先から			最小	5.20
				神戸市北区淡河町木津字	三室ノ下			
				816番地先まで				
	萩原30-	号線		神戸市北区淡河町萩原字	状ケ市	337. 10	最大	11.90
				1900番地先から			最小	4.40
				神戸市北区淡河町萩原字	ビ池ノ尻			
				1923番地先まで				
	萩原31-	号線		神戸市北区淡河町萩原	字通田	98.80	最大	9.10
				1740番地先から			最小	4.90
				神戸市北区淡河町萩原	字岩町			
				1822番地先まで				
	萩原32-	号線		神戸市北区淡河町萩原字	下青木	294. 80	最大	11.00
				1834番地先から			最小	4.90
				神戸市北区淡河町萩原	字通田			
				1745番地先まで				
	萩原33-	号線		神戸市北区淡河町萩原字	下青木	88. 40	最大	6.60
				796番地先から			最小	4.20
				神戸市北区淡河町萩原	字岩町			
				1811番地先まで				
	萩原34-	号線		神戸市北区淡河町萩原字	上青木	396. 20	最大	19.90
				1859番地先から			最小	4.60
				神戸市北区淡河町萩原	字岩町			
				1804番地先まで				

萩原35号線	神戸市北区淡河町萩原字越前	675.60	最大 13.80
	1715番地先から		最小 4.30
	神戸市北区淡河町萩原字西別曽		
	1782番地先まで		
萩原36号線	神戸市北区淡河町萩原字通田	79. 70	最大 7.00
	1737番地先から		最小 4.60
	神戸市北区淡河町萩原字越前		
	1677番地先まで		
萩原37号線	神戸市北区淡河町萩原字越前737	309.00	最大 7.40
	番1地先から		最小 4.20
	神戸市北区淡河町萩原字中通		
	1637番地先まで		
萩原38号線	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西	137. 20	最大 5.50
	1621番地先から		最小 4.70
	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西		
	1612番地先まで		
萩原39号線	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西	140. 10	最大 5.90
	1632番地先から		最小 4.60
	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西		
	1600番地先まで		
	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上	129. 30	最大 9.00
	1491番地先から		最小 4.90
	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上		
	509番地先まで		
萩原41号線	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上	110. 50	最大 10.70
	1492番地先から		最小 4.70
	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上		
	1499番地先まで		
萩原42号線	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上	285. 80	最大 15.80
	1499番地先から		最小 4.90
	神戸市北区淡河町淡河字歳田		
	2502番地先まで		
萩原43号線	神戸市北区淡河町萩原字稲荷	315.00	最大 11.50
	1572番地先から		最小 4.80
	神戸市北区淡河町萩原字坊ノ上		
	537番地先まで		
萩原44号線	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西	158. 20	最大 6.40
	1578番地先から		最小 4.60
	神戸市北区淡河町萩原字稲荷635		
	番地先まで		

萩原45号線	神戸市北区淡河町萩原字稲荷	191. 60	最大 12.20
	1562番地先から		最小 5.50
	神戸市北区淡河町萩原字山崎		
	1536番地先まで		
萩原46号線	神戸市北区淡河町萩原字山崎	676. 60	最大 32.40
	1527番地先から		最小 4.40
	神戸市北区淡河町萩原字堂ノ西		
	1593番1地先まで		

神戸市告示第51号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条の規定により、市道路線を次のように廃止する。 その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

廃止する市道路線

県営土地改良事業淡河地区萩原工区内の従前の市道路線。

神戸市告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路線名	区間	新旧	延長	幅 員
種類			別	(メートル)	(メートル)
市道	萩原下道線	神戸市北区萩原字越前1706	新	34.00	最大 6.20
		番地先から			最小 5.20
		神戸市北区萩原字越前1708	旧	34.00	最大 2.60
		番地先まで			最小 2.60

神戸市告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路線名	区間	新旧	延長	幅 員
種類			別	(メートル)	(メートル)
市道	潤和上脇線	神戸市西区池上5丁目12番	: 新	31. 10	最大 5.00
		2地先から			最小 4.60
		神戸市西区池上5丁目12番	: 旧	31. 10	最大 4.10
		24地先まで			最小 3.30

神戸市告示第54号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

代表者	神戸市長	久	元	喜	造

道路の	路	線	名	区	間	新旧	延	長	幅	員
種類						別	(メー	- トル)	(メー	トル)
市道	蓮池	也妙治	と寺	神戸市須磨	区神撫町5丁目	新		12.70	最大	6.50
	線			6番1地先	から				最小	6.30
				神戸市須磨	区神撫町7番5	田		12.70	最大	5.90
				地先まで					最小	5. 20

神戸市告示第55号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

	代表者	神戸市長	久	元	喜	造
--	-----	------	---	---	---	---

道路の	路線名	区間	新旧	延長	幅 員
種類			別	(メートル)	(メートル)
市道	有野町合併	神戸市北区有野町唐櫃字小	新	30.00	最大 4.00
	第321号線	谷1994番1地先から			最小 4.00
		神戸市北区有野町唐櫃字小	旧	30.00	最大 3.40
		谷1980番3地先まで			最小 3.40
市道	有野町合併	神戸市北区有野町唐櫃字小	新	2. 10	最大 4.00
	第322号線	谷2012番地先から			最小 4.00
		神戸市北区有野町唐櫃字小	旧	2. 10	最大 1.80
		谷1994番1地先まで			最小 1.80

神戸市告示第56号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

代表者	神戸市長	久	元	壴	浩
1 (1)	J.T. J. 111 1X		ノロ	一	ᄺ

道路の	路	線	名	区	間	新旧	延	長	幅	員
種類						別	(メー	・トル)	(メー	トル)
国道	428	号		神戸市北区	山田町原野字大	新		33.00	最大	26.00
				瀧口7番1	地先から				最小	9.00
				神戸市北区	山田町原野字大	旧		33.00	最大	9.00
				瀧口7番3	地先まで				最小	9.00

神戸市告示第57号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

代表者	神戸市長	久	元	壴	浩
1 1 1 1 1			76		ᄮ

道路の	路	線	名	区	間	新旧	延	長	幅	員
種類						別	(メー	・トル)	(メー	トル)
市道	尻 洲	也南	1号	神戸市長田	区浜添通5丁目	新		20.40	最大	6.00
	線			50番地先か	Ġ.				最小	6.00
				神戸市長田[区浜添通5丁目	旧		20.40	最大	5.60
				48番地先ま	で				最小	5.60

神戸市告示第58号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月6日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

代表者	神戸市長	久	元	喜	浩
1 (1)			ノロ		ᄺ

道路の	路線	名	区	間	新旧	延	長	幅	員
種類					別	(メー	-トル)	(メー	トル)
市道	須磨里1	66	神戸市須磨	区車字前ヶ田	新		44.00	最大	6.10
	号線		777番 1 地先	こから				最小	6. 10
			神戸市須磨	区車字前ヶ田	田		44.00	最大	5.70
			777番 1 地先	まで				最小	5. 10

神戸市告示第59号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年 4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路	線	名	区	間	新旧別	延	長	幅	員
種類							(メー	トル)	(メー	トル)
市道	西垂	水224号		神戸市垂水	(区千鳥が丘2	新		53. 20		5.60
				丁目2251番	₹888地先から					
				神戸市垂水	《区千鳥が丘2	旧		53. 20	最大	5.40
				丁目2251番	891地先まで				最小	5.30

神戸市告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

代表者	神戸市長	カ	元	壴	浩
1/1/2/1	7年7 111 12		ノロ	音	炟

						1 45	X D	117	THE Z	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
道路の	路	線	名	区		間	新	延	長	幅	員
種類							旧	(メ・	ートル)	(メー	トル)
							別				
市道	多聞	台 2 号		神戸市重	医水区多聞台	4丁目	新		180.00	最大	9.60
				121番13	地先から					最小	9.00
				神戸市重	医水区多聞台	4丁目	旧		180.00		9.00
				121番12	地先まで						

神戸市告示第61号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和6年4月24日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和6年5月7日まで一般の縦覧に供する。

令和6年4月23日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

		八衣在		、 儿 音 坦
道路の	路 線 名	区間	延長	幅 員
種類			(メートル)	(メートル)
市道	多聞台64号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番	243. 00	6.00
		13地先から		
		神戸市垂水区多聞台4丁目121番		
		12地先まで		
市道	多聞台65号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番	129. 00	6.00
		14地先から		
		神戸市垂水区多聞台4丁目121番		
		16地先まで		
市道	多聞台66号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番	116.00	6.00
		13地先から		
		神戸市垂水区多聞台4丁目121番		
		16地先まで		
市道	多聞台67号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番	18.00	4. 00
		9地先から		
		神戸市垂水区多聞台4丁目121番		
		10地先まで		
市道	多聞台68号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番	15.00	4.00
		11地先から		
		神戸市垂水区多聞台4丁目121番		
		10地先まで		
市道	多聞台69号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番	17.00	4.00
		16地先から		
		神戸市垂水区多聞台4丁目121番		
		15地先まで		
市道	多聞台70号線	神戸市垂水区多聞台4丁目121番	13.00	4.00
		12地先から		
		神戸市垂水区多聞台4丁目121番		
		11地先まで		

神戸市告示第62号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、深江浜公園、瀬戸公園、住吉公園、魚崎浜公園、住吉浜公園、大和公園、大倉山公園、小野浜公園、遠矢浜公園、名谷公園、神戸総合運動公園(球技場及びテニスコートに限る)、本多聞南公園、舞子東海浜緑地、垂水健康公園、桜が丘中央公園、糀台公園及び高塚公園の有料公園施設使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する(令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年4月23日)の経過措置を適用するため旧政令にて記載)。令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市須磨区緑台 公益財団法人神戸市公園緑化協会 理事長 鍵本 敦

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第63号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、神戸総合運動公園サブ球場使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する(令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)」の経過措置を適用するため旧政令にて記載)。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

大阪市西区千代崎3丁目北2番30号 オリックス野球クラブ株式会社 代表取締役社長 湊 通夫

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第64号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、苔谷公園の有料公園施設使用料の徴収業務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する(令和6年4月1日施行の「地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)」の経過措置を適用するため旧政令にて記載)。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

神戸市垂水区舞子台4丁目1番1号 苔谷公園コミュニティセンター管理運営委員会 委員長 伊藤 美知子

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市告示第65号

神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
	(対象となる寄附金)	
	令和6年4月8日	特定非営利活動法人 兵庫さい帯血バンク
20230012	(令和6年2月20日から	理事長 後藤 武
20230012	令和11年2月19日まで	神戸市中央区脇浜海岸通1丁目4番5号
	に支出された寄附金)	

神戸市告示第66号

神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)第9条第1項の規定により電子印を使用することができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

	電子計算機に	·EII	印影等の	
文 書 名	名称	様式	書体	寸法 (ミリメートル)
保護開始決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
保護変更決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
保護停止決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
保護廃止決定通知書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
境界層該当証明書	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
低所得者の特例的措置該当連絡票	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
預貯金等の調査について (照会)	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
生活保護法第 29 条の規定に基づく 調査について(依頼)	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
生活保護法第 29 条の規定に基づく 調査について(依頼)【再照会】	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
年金の支給状況について (照会)	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
生活保護法による保護決定にとも なう扶養義務について (照会)	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 の 2	隷書	方 15
公用による戸籍謄本等の交付につ いて(依頼)	行政機関の長の印 (福祉事務所長の 印)	62 Ø 2	隷書	方 15

被(要)保護者の検診について(依	行政機関の長の印			
		CO (D) O	±4- 11 -	+ 15
頼)	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)			
過払金収入充当通知書	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
就労自立給付金決定通知書	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)			
進学準備給付金支給決定通知書	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)	02 07 2	冰日	<i>)</i> , 10
叶. H. 油. 点 字 kn 書				
一時扶助決定通知書	行政機関の長の印		++ +·	I =
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
一時扶助申請却下通知書	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)			
法外援護金支給のお知らせ	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)		731	/3 10
生活保護法第27条第1項に基づく	行政機関の長の印			
		CO (D) O	±4. 11	+ 1 F
指導指示書	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
11 \rangle 10	印)			
生活保護法第63条(費用返還義務)	行政機関の長の印			
の適用について (通知)	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
介護保険被保険者である生活保護	行政機関の長の印			
受給者に係る情報提供及び介護保	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
険料の照会について (依頼)	印)			
生活保護法医療券	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)		731) 3 1 0
生活保護法調剤券	行政機関の長の印			
生值 木暖 佐帆 月分		CO (D) O	±4. 11	+ 1 F
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
4. 17 10 3# 14. A 3# 14.	印)			
生活保護法介護券	行政機関の長の印		p. p. →-	,
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
精神疾患入院要否意見書	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	即)			
医療要否意見書	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)	02 47 2	冰百	// 10
 計明毛維而不辛日事				
訪問看護要否意見書	行政機関の長の印	00 6 0	## #	4
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)			

W / == 7	/			
給付要否意見書(移送)	行政機関の長の印	20 6 0	++ +	-l- 4 =
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
W/1 = 7 + P + (V/1 + LMI)	印)			
給付要否意見書(治療材料)	行政機関の長の印	40	±++ -=++	 ,
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
W. Jee I. L. Mal	印)			
治療材料	行政機関の長の印	20 6 0	++ -+-	-l- 4 =
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
(A / L = 7 + D + 1 - (=) \	印)			
給付要否意見書(柔道整復)	行政機関の長の印	20 6 0	++ +	-l- 4 =
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
柔道整復	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
給付要否意見書(あん摩・マッサー	行政機関の長の印		44 4	r –
ジ、はり・きゅう)	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)			
あん摩・マッサージ	行政機関の長の印			
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
生活保護による施術券及び施術報	行政機関の長の印			
酬請求明細書(はり・きゅう)	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
居宅介護(介護予防)支援計画等作	行政機関の長の印			
成依頼書	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)			
要介護・要支援認定判定結果の連絡	行政機関の長の印		ti ti i india	
について	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
被保護者の連絡について	行政機関の長の印		ti ti i india	
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
A Set III Set att a Session A Sessio	印)			
生活保護費の返還金にかかる納入	行政機関の長の印	20 = -	++ +-	_1 =
金額決定について	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
A Set Its Set this could be A S S S S S S S S S S S S S S S S S S	印)			
生活保護費の徴収金にかかる納入	行政機関の長の印		** *	r –
金額決定について	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
	印)			
履行延期承認通知書	行政機関の長の印		+4 +	L
	(福祉事務所長の	62 O 2	隷書	方 15
11. Not 10 345 44 NOVEMBER 2011 4 A 445 - 11 - 201	印)			
生活保護費返還・徴収金等の納入催	行政機関の長の印	20 = -	++ +-	_1 =
告について	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
11. Not 10 345 445 445 455 455	印)			
生活保護費支給内訳書	行政機関の長の印	00 00	++ +-	_L =
	(福祉事務所長の	62 Ø 2	隷書	方 15
	印)			
支援給付•配偶者支援金開始決定通	市長の印	2	隷書	方 15
知書				

土區外八 司四五十回入李五十中 之				
支援給付・配偶者支援金変更決定通 知書	市長の印	2	隷書	方 15
給付停止決定通知書	市長の印	2	隷書	方 15
給付廃止決定通知書	市長の印	2	隷書	方 15
保護申請却下通知書	市長の印	2	隷書	方 15
境界層該当証明書	市長の印	2	隷書	方 15
低所得者の特例的措置該当連絡票	市長の印	2	隷書	方 15
預貯金等の調査について (照会)	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法第 29 条の規定に基づく 調査について(依頼)	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法第 29 条の規定に基づく 調査について(依頼)【再照会】	市長の印	2	隷書	方 15
年金の支給状況について (照会)	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法による保護決定にとも なう扶養義務について (照会)	市長の印	2	隷書	方 15
公用による戸籍謄本等の交付について(依頼)	市長の印	2	隷書	方 15
被(要)保護者の検診について(依頼)	市長の印	2	隷書	方 15
支援給付適用証明書	市長の印	2	隷書	方 15
受給証	市長の印	2	隷書	方 15
過払金収入充当通知書	市長の印	2	隷書	方 15
就労自立給付金決定通知書	市長の印	2	隷書	方 15
進学準備給付金支給決定通知書	市長の印	2	隷書	方 15
一時支援決定通知書	市長の印	2	隷書	方 15
一時扶助申請却下通知書	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法第 27 条第1項に基づく 指導指示書	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法第63条(費用返還義務) の適用について(通知)	市長の印	2	隷書	方 15
介護保険被保険者である生活保護 受給者に係る情報提供及び介護保 険料の照会について(依頼)	市長の印	2	隷書	方 15

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律等 医療券	市長の印	2	隷書	方 15
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦 人等及び特定配偶者の自立の支援 に関する法律等 調剤券	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法介護券	市長の印	2	隷書	方 15
精神疾患入院要否意見書	市長の印	2	隷書	方 15
医療要否意見書	市長の印	2	隷書	方 15
訪問看護要否意見書	市長の印	2	隷書	方 15
給付要否意見書 (移送)	市長の印	2	隷書	方 15
給付要否意見書(治療材料)	市長の印	2	隷書	方 15
治療材料	市長の印	2	隷書	方 15
給付要否意見書(柔道整復)	市長の印	2	隷書	方 15
柔道整復	市長の印	2	隷書	方 15
給付要否意見書(あん摩・マッサージ、はり・きゅう)	市長の印	2	隷書	方 15
あん摩・マッサージ	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護による施術券及び施術報 酬請求明細書(はり・きゅう)	市長の印	2	隷書	方 15
居宅介護(介護予防)支援計画等作成依頼書	市長の印	2	隷書	方 15
要介護・要支援認定判定結果の連絡 について	市長の印	2	隷書	方 15
被保護者の連絡について	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護費の返還金にかかる納入 金額決定について	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護費の徴収金にかかる納入 金額決定について	市長の印	2	隷書	方 15
履行延期承認通知書	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護費返還・徴収金等の納入催 告について	市長の印	2	隷書	方 15
過誤納金還付通知書	市長の印	2	隷書	方 15

生活保護費支給内訳書	市長の印	2	隷書	方 15
被保護者等緊急援護資金貸付通知書	市長の印	2	隷書	方 15
被保護者等緊急援護資金貸付不承 認通知書	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法による医療機関等の指 定等について(通知)	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法による施術機関の指定等について(通知)	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法による介護機関の指定等について(通知)	市長の印	2	隷書	方 15
生活保護法第49条の3の規定に基づく指定の更新について	市長の印	2	隷書	方 15

神戸市告示第67号

神戸市公印規則(昭和52年3月規則第111号)第9条第1項の規定により電子印を使用するこ とができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法 の件、(平成21年9月告示第311号)の一部を次のように改正する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

Γ

	電子計算機に記	録する公	印	印影等の寸法
文 書 名	名 称	様式	書体	(ミリメートル)
保護申請却下通知書	行政機関の長の印(福 祉事務所長の印)	62	隷書	方 15
検診命令書	行政機関の長の印(福 祉事務所長の印)	62	隷書	方 15
生活保護適用証明書	行政機関の長の印(福 祉事務所長の印)	62	隷書	方 15
過誤納金還付通知書	行政機関の長の印(福 祉事務所長の印)	62	隷書	方 15

を

Γ

	電子計算機に記	録する公	印	印影等の寸法
文書名	名 称	様式	書体	印影等の寸法 (ミリメートル) 方 15 方 15 方 15
保護申請却下通知書	行政機関の長の印(福 祉事務所長の印)	62 O 2	隷書	方 15
検診命令書	行政機関の長の印(福祉事務所長の印)	62 O 2	隷書	方 15
生活保護適用証明書	行政機関の長の印(福 祉事務所長の印)	62 O 2	隷書	方 15
過誤納金還付通知書	行政機関の長の印(福 祉事務所長の印)	62 O 2	隷書	方 15

に改める。

神戸市告示第68号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、有料道路自動料金収受システムによる港湾幹線道路使用料の徴収収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 受託者

大阪府茨木市岩倉町 1 番 13 号 西日本高速道路株式会社 関西支社 支社長 安達 雅人

2 委託開始年月日 令和6年4月1日

神戸市告示第69号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
 - (1) 株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山五丁目1番22号 代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好
 - (2) 三井住友カード株式会社 東京都江東区豊洲二丁目2番31号 代表取締役社長 大西 幸彦
 - (3) 三菱 UFJ ニコス株式会社 東京都文京区本郷三丁目 33 番 5 号 代表取締役社長 角田 典彦
 - (4) ユーシーカード株式会社 東京都港区台場二丁目3番2号 代表取締役社長 中西 章裕
 - (5) 三井住友トラストクラブ株式会社 東京都中央区晴海一丁目8番10号 代表取締役社長 五十嵐 幸司
 - (6) アメリカン・エキスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号 日本における代表者 須藤 靖洋
 - (7) 株式会社クレディセゾン 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号代表取締役兼社長執行役員COO 水野 克己
 - (8) イオンフィナンシャルサービス株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 代表取締役 藤田 健二
 - (9) トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号 代表取締役社長 西 利之
 - (10) 株式会社オリエントコーポレーション 東京都千代田区麹町五丁目2番地1 代表取締役社長 飯盛 徹夫
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入等

有料道路自動料金収受システムによるETCクレジットカードを利用した港湾幹線道路使 用料

3 指定納付受託者による委託開始年月日 令和6年4月1日

神戸市告示第70号

次の医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

名称	所在地	指定年月日
原泌尿器科病院	神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号	令和 6年 2月 27日
やまがみ整形外科	神戸市垂水区小東山本町3丁目1番2号	令和 6年 3月 1日
つばめクリニック	神戸市長田区若松町4丁目4番1号	令和 6年 3月 1日
榎本歯科医院	神戸市西区持子3丁目29番2号	令和 6年 3月 1日
甲南山手おしたにクリニ ック	神戸市東灘区森北町1丁目6番25号	令和 6年 4月 1日
調剤薬局マツモトキョシ 甲南山手店	神戸市東灘区森北町1丁目6番25号	令和 6年 4月 1日
ふくや皮フ科クリニック	神戸市中央区下山手通2丁目12番11号	令和 6年 4月 1日
やさしい目のクリニック	神戸市中央区元町通1丁目6番11号	令和 6年 4月 6日
スター漢方薬局三宮店	神戸市中央区三宮町2丁目11番1号	令和 6年 3月 6日
なの花薬局垂水駅前店	神戸市垂水区神田町1番17号	令和 6年 4月 1日
スギ薬局 垂水駅前店	神戸市垂水区日向1丁目4番1号	令和 6年 4月 1日
ジャパンファーマシー 西神中央薬局	神戸市西区糀台5丁目6番3号	令和 6年 4月 1日
安真クリニック垂水	神戸市垂水区神田町1番17号	令和 6年 4月 1日
訪問看護ステーション縁	神戸市西区南別府1丁目5番40号	令和 6年 4月 1日

神戸市告示第71号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国 残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支 援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事 業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

名称	所在地	廃止年月日
みなみ外科・整形外科	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3番3号	令和 6年 3月 1日
岡田歯科	神戸市中央区三宮町2丁目11番1号	令和 6年 2月 29日
こさか歯科クリニック	神戸市北区谷上東町12番20号	令和 6年 2月 29日
医療法人一山十会 ク	神戸市中央区北長狭通3丁目12番14	令和 6年 1月 31 日
リニーク神戸三宮静脈	号	
瘤クリニック		
原泌尿器科病院	神戸市中央区北長狭通5丁目7番17号	令和 6年 2月 26日
やまがみ整形外科	神戸市垂水区小束山本町3丁目1番2号	令和 6年 2月 29日
つばめクリニック	神戸市長田区若松町4丁目4番1号	令和 6年 2月 29日
榎本歯科医院	神戸市西区持子3丁目29番2号	令和 6年 2月 29日

神戸市告示第72号

次の指定医療機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を休止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

名称	所在地	休止年月日
西村蘭更堂薬局	神戸市中央区元町通1丁目8番15号	令和 5年12月27日

神戸市告示第73号

次の指定介護機関について、生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年4月23日

当該変更にかか る介護事業所の 名称	当該変更にかか る介護事業所の 所在地	介護事業者の名称	介護事業者 の主たる事 務所の所在 地	変更年月日	サービス種類
株式会社セリオ	神戸市長田区一	株式会社セ	(新)静岡県浜	令和 6	福祉用具貸与 介護予
神戸福祉用具貸与	番町5丁目8番	リオ	松市中央区東	年 1月	防福祉用具貸与
事業所	2 号		三方町 258 番	1 日	
			地の1		
			(旧)静岡県浜 松市北区東三 方町 258番地 の1		
真野真陽あんしん	(新)神戸市長田	社会福祉法	神戸市中央区	令和 6	介護予防支援 介護予
すこやかセンター	区若松町4丁目	人神戸市社	磯上通3丁目	年 2月	防ケアマネジメント
	2番15号	会福祉協議	1番32号	1 日	
		会			
	(旧)神戸市長田				
	区腕塚町2丁目				
	1番28号				

神戸市告示第74号

次の施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法 第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特 定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条第 4 項の指定をしたの で、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
田中 志弘 (チョ	田中 志弘	神戸市垂水区名谷町字湯屋谷22	令和 6年 3月 1
ウ鍼灸整骨院)		5 1 番地	日
千葉 礼(チョウ	千葉 礼	神戸市垂水区名谷町字湯屋谷22	令和 6年 3月 1
鍼灸整骨院)		5 1 番地	日

神戸市告示第75号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)第 14 条 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の開設している施術所の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1. 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月
			日
(新)木村 久紹(神戸	木村 久紹	神戸市中央区中町通4丁目2番23号	令和 6年
駅前接骨院)			3月11日
(旧)木村 久紹 (メト			
口鍼灸整骨院)			

神戸市告示第76号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、印路自治会、原野自治会、深谷自治会、西盛自治会、東下西自治会、畑山自治会、八多町柳谷自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	印路自治会	原野自治会	深谷自治会
主たる事務所	神戸市西区岩岡町印路 764番地の1	神戸市北区山田町原野字 クノ木2番地	神戸市北区八多町深谷 920番地
代表者の氏名	有馬 好孝	東澤 剛	清水 昌世志
代表者の住所	神戸市西区岩岡町印路 770番地	神戸市北区山田町原野字 八王子13番地	神戸市北区八多町深谷 1351番地

名称	西盛自治会	東下西自治会	畑山自治会
主たる事務所	神戸市西区押部谷町西盛 442番地	神戸市北区山田町東下字 翁ヶ谷31番地の3	神戸市北区有野町唐櫃 3686番地の1
代表者の氏名	秦 亮人	畑田 廣治	坂本 喜治
代表者の住所	神戸市西区押部谷町西盛 442番地	神戸市北区山田町東下字 東所23番地	神戸市北区有野町唐櫃 3694番地の12

名称	八多町柳谷自治会
主たる事務所	神戸市北区八多町柳谷 1090番1
代表者の氏名	稲葉 昇治
代表者の住所	神戸市北区八多町柳谷 345番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 印路自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹本 久保	有馬 好孝
代表者の住所	神戸市西区岩岡町印路708番地	神戸市西区岩岡町印路770番地

(2) 原野自治会 令和6年3月30日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	東久保 正治	東澤剛
代表者の住所	神戸市北区山田町原野字中ノ株8番地	神戸市北区山田町原野字八王子13番地

(3) 深谷自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	向井 孝史	清水 昌世志
代表者の住所	神戸市北区八多町深谷243番地	神戸市北区八多町深谷1351番地

(4) 西盛自治会 令和6年2月25日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区押部谷町西盛119番地	神戸市西区押部谷町西盛442番地
代表者の氏名	藤本 重隆	秦 亮人
代表者の住所	神戸市西区押部谷町西盛119番地	神戸市西区押部谷町西盛442番地

(5) 東下西自治会 令和6年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中阪勝	畑田 廣治
代表者の住所	神戸市北区山田町東下字野田北30番地	神戸市北区山田町東下字東所23番地

(6) 畑山自治会 令和6年3月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	中屋修	坂本 喜治
代表者の住所	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の284	神戸市北区有野町唐櫃3694番地の12

(7) 八多町柳谷自治会 令和6年3月31日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区八多町柳谷888番地	神戸市北区八多町柳谷1090番1
代表者の氏名	辻上 一三	稲葉 昇治
代表者の住所	神戸市北区八多町柳谷888番地	神戸市北区八多町柳谷345番地

神戸市告示第77号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、神戸市立あづま幼稚園園庭使用料の収納業務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 委託契約の相手方の氏名及び住所 公益財団法人 神戸市スポーツ協会 会長 國井 総一郎 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号
- 2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

神戸市公告

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第76条の3第4項において準用する同法第73条第1項の規定により次の建築協定を認可したので、同条第2項の規定により公告します。

この建築協定に係わる建築協定書は、神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課において、一般の縦覧に供します。

令和6年4月12日

- 1 建築協定の名称鳴子1丁目16番地区建築協定
- 2 建築協定区域の位置 神戸市北区鳴子1丁目16番6 他

神戸市公告

神戸市都市景観条例(令和3年12月条例第25号)第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和6年4月23日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

株式会社 TUKUYOMI HOLDINGS

代表取締役 山岸 忍

京都市東山区三条通東分木町280番地TUKUYOMI Bldg

2 設計者の氏名、住所及び連絡先

株式会社国分建築設計事務所

阪口章雄

大阪市北区西天満3丁目6番21号

06-6360-5667

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市長田区神楽町6丁目102-2

(2) 敷地面積 約545平方メートル

(3) 建築面積 約280平方メートル

(4) 延べ面積 約1,854平方メートル

(5) 高さ 約29.6メートル

(6) 構造 鉄筋コンクリート造

(7) 階数 地上10階

(8) 建物用途 共同住宅

4 縦覧の期間

令和6年4月23日から令和6年5月9日まで

神戸市公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により、三宮バスターミナル特定運営事業等を特定事業として選定したので、同条第11項の規定により客観的評価の結果を別紙のとおり公表します。

令和6年4月23日

神戸市公告

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第8条第1項の規定により、三宮バスターミナル特定運営事業等に係る民間事業者の募集要項を別紙のとおり公表します。

令和6年4月23日

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和6年4月10日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

神戸市交通管理規程第1号

神戸市交通局分課規程等の一部を改正する規程

(神戸市交通局分課規程の一部改正)

第1条 神戸市交通局分課規程(昭和27年10月交規程第1号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(分課)	(分課)		
第2条 交通局に次の部、課及び係を	第2条 交通局に次の部、課及び係を		
設ける。	設ける。		
経営企画課	経営企画課		
営業推進課 [略]	営業推進課 [略]		
自動車部 [略]	自動車部 [略]		
高速鉄道部	高速鉄道部		
地下鉄運輸サービス課 [略]	地下鉄運輸サービス課 [略]		
運輸課			
運輸係			
施設課 [略]	施設課 [略]		

電気システム課[略]電気システム課[略]地下鉄車両課[略]地下鉄車両課[略]2~3[略]2~3[略]

(神戸市交通局高速鉄道事業所事務分掌規程)

改正後

第14条 神戸市交通局高速鉄道事業所事務分掌規程(昭和51年8月交規程第14号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正前

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

以 止 仮		以 止 削			
第2条 高速鉄道事業所の名称及び位		第2条 高遠	速鉄道事業所の名称及び位		
置は、次の)とおりとする。	置は、次の	置は、次のとおりとする。		
名称	位置	名称	位置		
[略]	[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]		
西神中央	[略]	西神中央	[略]		
管 区		管			
[略]	[略]	[略]	[略]		
[略]	[略]	[略]	[略]		

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

第4条 高速鉄道事業所及びその内部 組織の事務分掌は、次のとおりとす る。

運転指令区 [略]

名谷乗務区及び苅藻乗務区 [略] 三宮管区、名谷管区、西神中央管区 及び海岸線管区 [略]

地下鉄職員研修所

- (1)、(2) [略]
- (3) 動力車操縦者の養成及び教育訓 練に関する軽易な事項に関するこ と。
- (4) 高速鉄道運転関係従事者の適性 検査及び教育訓練に関すること。

保線区 [略]

変電区 [略]

電気区 [略]

検車区 「略]

[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]
[略]	[略]

第4条 高速鉄道事業所及びその内部 組織の事務分掌は、次のとおりとす る。

運転指令区 [略]

名谷乗務区及び苅藻乗務区 [略] 三宮管区、名谷管区、西神中央管区 及び海岸線管区 [略]

地下鉄職員研修所

(1)、(2) [略]

保線区 [略]

変電区 [略]

電気区 「略]

検車区 「略]

(交通局副局長等専決規程)

第17条 交通局副局長等専決規程 (昭和34年4月交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

(3) 以止後部分のみ仔仕するとさは、 					
改正後			改正前		
別表第3			別表第3		
その	の他の事務		その他の事務		
区分	決裁事項		区分	決裁事項	
[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
[略]	[略]		[略]	[略]	
経営	1 退職職員の失業の認定に関		経営	1 退職職員の失業の認定に関	
企画	すること。		企画	すること。	
課課	2 地公災法に関する軽易定例		課課	2 地公災法に関する軽易定例	
長(業	な事項に関すること。		長(業	な事項に関すること。	
務改	3 規程又は決定による職員証		務改	3 規程又は決定による職員証	
革担	の発行に関すること。		革担	の発行に関すること。	
当)			当)	4 動力車操縦者の養成及び教	
				育訓練に関する軽易な事項に	
				関すること。	
				5 運転関係従事者の適性検査	
				及び教育訓練に関すること。	
	4 寮の管理に関する軽易な事			6 寮の管理に関する軽易な事	

	項に関すること。		項に関すること。
	5 職員の研修(他の所管に属		7 職員の研修(他の所管に属
	するものを除く)に関するこ		するものを除く)に関するこ
	と。		と。
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

(神戸市交通局高速鉄道安全管理規程)

第22条 神戸市交通局高速鉄道安全管理規程 (平成18年12月交規程第7号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
(運転管理者の責務)	(運転管理者の責務)	
第8条 [略]	第 8 条 [略]	
2~4 [略]	2~4 [略]	
5 運転に関する業務のうち、列車等	5 運転に関する業務のうち、列車等	
の運転に直接関係する作業を行う係	の運転に直接関係する作業を行う係	

員(以下、「運転関係係員」という。) の教育・訓練に関する業務について は、地下鉄職員研修所長が行う。

研修所長は、業務の管理に必要な事 項については運転管理者に報告を行 い、またはその指示を受けるものと する。

 $7 \sim 9$ 「略]

員(以下、「運転関係係員」という。) の教育・訓練に関する業務について は、地下鉄職員研修所が行う。

6 前項の場合において、地下鉄職員 6 前項の場合において、地下鉄職員 研修所は、業務の管理に必要な事項 については運転管理者に報告を行 い、またはその指示を受けるものと する。

7~9 [略]

附 則

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。